

取引停止措置の概要

- 1 取引停止業者名 : 清水建設株式会社
- 2 取引停止期間 : 平成30年6月15日～平成30年10月14日（4か月）
- 3 取引停止理由 : 平成30年3月23日、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線建設工事の受注調整事件において、独占禁止法に違反する犯罪があったとして起訴されたことは、契約の相手方として不適切であると認められるため。

【根拠規程】

学校法人新潟科学技術学園の契約に係る取引停止等の取扱要領
第3条

別表 取引停止の措置基準

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上 9か月以内

<問い合わせ先>

〒956-8603

新潟市秋葉区東島字山居 265 番地 1

学校法人 新潟科学技術学園

法人本部事務局 財務部 経理課

電 話 : 0250-25-5111

F A X : 0250-25-5011